

都市再生整備計画 事後評価方法書

宇都宮大学東南部地区

平成24年7月

栃木県 宇都宮市

(1) 成果の評価

1) 都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況

指標 1: 狭隘道路率

A: 事前評価時の『従前値』の求め方

①従前値の基準時点	都市再生整備計画作成時（平成20年1月1日時点）
②実施主体	東部区画整理事業課（事業担当課）
③計測手法	・平成18年度末時点で幅員3m以上の道路に面していない宅地の面積を集計した。

B: 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方

④計測時期	平成24年4月1日時点
⑤実施主体	東部区画整理事業課（事業担当課）
⑥データの計測手法	・事前評価時の「従前値」の計測方法と同一とした。 ・平成24年4月時点のデータに加え、平成24年度の工事発注計画を勘案する。
⑦評価値の求め方	・平成24年度末まで道路整備を実施しているため、評価基準日【平成25年3月31日】においては、最新の狭隘道路率を把握できる。 ・平成24年4月1日時点の狭隘道路率に加え、平成24年度の工事発注計画により、評価基準日【平成25年3月31日】の狭隘道路率を推計し、評価値（見込みの値）とする。

⑧確定/見込みの別		確定	
	●	見込み	

C: フォローアップ時の『確定値』の求め方

⑨フォローアップの必要性	●	あり	
		なし	
⑩計測時期	交付終了後1ヶ月を経過した時点（平成25年4月末）		
⑪実施主体	東部区画整理事業課（事業担当課）		
⑫計測手法	・平成25年4月末までには、平成25年3月31日（評価基準日）における狭隘道路率が確定することから、それにより確定値とする。		

指標 2 :	地区内人口の増加	
A : 事前評価時の『従前値』の求め方		
①従前値の基準時点	都市再生整備計画作成時（平成20年1月1日時点）	
②実施主体	東部区画整理事業課（事業担当課）	
③計測手法	・平成18年度末時点の住民基本台帳より対象区域の平均世帯人員を算出し、地区内世帯数を乗じたもの地区内居住人口として設定した。	
B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方		
④計測時期	平成24年7月時点	
⑤実施主体	東部区画整理事業課（事業担当課）	
⑥データの計測手法	・事前評価時の「従前値」の計測方法と同一とした。 ・平成24年7月発行の住宅地図を用いて計測する。	
⑦評価値の求め方	・評価基準日における地区内の人口については、平成25年7月発行の住宅地図を用いて算出する。 ・平成24年7月発行の住宅地図を用いて一般住宅と集合住宅の戸数を計測し、各々に世帯標準人員を乗じることで、平成24年7月末時点の地区内人口を算出し、評価値（見込みの値）とする。	
⑧確定／見込みの別	<input type="checkbox"/>	確定
	<input checked="" type="checkbox"/>	見込み
C : フォローアップ時の『確定値』の求め方		
⑨フォローアップの必要性	<input checked="" type="checkbox"/>	あり
	<input type="checkbox"/>	なし
⑩計測時期	交付終了後4ヶ月を経過した時点（平成25年7月末）	
⑪実施主体	東部区画整理事業課（事業担当課）	
⑫計測手法	・平成25年7月発行の住宅地図により、事前・事後評価と同じ方法でデータを計測し、確定値とする。	

指標 3 :	公園整備率	
A : 事前評価時の『従前値』の求め方		
①従前値の基準時点	都市再生整備計画作成時（平成20年1月1日時点）	
②実施主体	東部区画整理事業課（事業担当課）	
③計測手法	・平成18年度末時点の地区内外の整備済みの公園等を中心として、半径333mの円を描き、地区内における当該円のカバー率を算出し、従前値として設定した。	
B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方		
④計測時期	平成24年4月1日時点	
⑤実施主体	東部区画整理事業課（事業担当課）	
⑥データの計測手法	・事前評価時の「従前値」の計測方法と同一とした。 ・平成24年4月1日時点での公園整備状況により算出する。	
⑦評価値の求め方	・平成24年度中に、地区内及び周辺において公園整備は予定されておらず、現段階で評価基準日【平成25年3月31日】における公園整備率を算出することができることから、確定した評価値とする。	
⑧確定／見込みの別	●	確定
		見込み
C : フォローアップ時の『確定値』の求め方		
⑨フォローアップの必要性		あり
	●	なし
⑩計測時期		
⑪実施主体		
⑫計測手法		

(1) 成果の評価

2) その他の数値指標（当初設定した数値目標以外の指標）による効果発現の計測

数値指標：	公園までの到達時間
記述理由	公園の整備に伴い、地区内居住者の公園までの到達時間が短縮されたことから、子育て世代が安心して居住できる環境や地区の災害に対する安全性が向上したことを示す指標としてふさわしいものと考えられる。
A：事前評価時の『従前値』の求め方	
①従前値の基準時点	都市再生整備計画作成時（平成20年1月1日）
②実施主体	東部区画整理事業課（事業担当課）
③計測手法	・平成18年度末時点の公園と道路の整備状況を勘案し、公園までの徒歩による到達時間を算出した。
B：事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方	
④計測時期	平成24年4月1日時点
⑤実施主体	東部区画整理事業課（事業担当課）
⑥データの計測手法	・事前評価時の「従前値」の計測方法と同一とした。 ・平成24年4月時点のデータに加え、平成24年度の工事発注計画を勘案する。
⑦評価値の求め方	・平成24年度中に、地区内及び周辺において公園整備は予定されておらず、現時点で評価基準日【平成25年3月31日】における公園整備状況を把握できる。 ・また、公園までの道路については、平成24年4月1日時点の道路整備状況に加え、平成24年度の工事発注計画により、評価基準日【平成25年3月31日】の道路整備状況を把握し、評価値（見込みの値）とする。
⑧確定／見込みの別	<input type="checkbox"/> 確定
	<input checked="" type="checkbox"/> 見込み
C：フォローアップ時の『確定値』の求め方	
⑨フォローアップの必要性	<input checked="" type="checkbox"/> あり
	<input type="checkbox"/> なし
⑩計測時期	交付終了後1ヶ月を経過した時点（平成25年4月末）
⑪実施主体	東部区画整理事業課（事業担当課）
⑫計測手法	・平成25年4月末までには、平成25年3月31日（評価基準日）における公園までの道路整備状況が確定することから、それにより確定値とする。

(2) 実施過程の評価

1) モニタリングの実施状況の確認

A : 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア 都市再生整備計画に実施することを記載した
イ 都市再生整備計画に記載しなかった
ウ 都市再生整備計画に記載はないが実施した

B : 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

なし

C : 事後評価時の確認方法

① 時 期

② 確 認 先

③ 確認方法

2) 住民参加プロセスの実施状況の確認

A : 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア 都市再生整備計画に実施することを記載した
イ 都市再生整備計画に記載しなかった
ウ 都市再生整備計画に記載はないが実施した

B : 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

- ・公園整備計画の策定過程において、ワークショップを実施

C : 事後評価時の確認方法

① 対 象

公園管理課等の主催するワークショップ等の実施状況について確認する。

② 時 期

交付期間終了後年度 (平成24年8月～9月)

③ 確 認 先

公園管理課

④ 確認方法

ワークショップの活動記録及び議事録で、住民参加プロセスの実行状況を確認する。

3) 持続的なまちづくり体制の構築状況の確認

A : 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア 都市再生整備計画に実施することを記載した
イ 都市再生整備計画に記載しなかった
ウ 都市再生整備計画に記載はないが実施した

B : 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

なし

C : 事後評価時の確認方法

① 対 象

② 時 期

③ 確 認 先

④ 認 方 法

(3) 効果発現要因の整理

①時 期	平成23年8月～9月
②実施主体	東部区画整理事業課（事業担当課）
③検討体制	東部区画整理事業課が主体となり、事業に係る関係各課による庁内の横断的な組織により検討を行う予定。

(4) 今後のまちづくり方策の作成

①時 期	平成24年8月～9月
②実施主体	東部区画整理事業課（事業担当課）
③検討体制	東部区画整理事業課が主体となり、今後の地区整備に係る関係各課による庁内の横断的な組織により検討を行う予定。

(5) 事後評価原案等の公表

	原案の公表	評価結果(最終)の公表
①工 期	平成24年10月	平成25年3月
②実施主体	市街地整備課（都市再生整備計画事業主管課） 東部区画整理事業課（事業担当課）	市街地整備課（都市再生整備計画事業主管課） 東部区画整理事業課（事業担当課）
③公表方法	広報への掲載により周知し、市ホームページ及び事業担当課において、公表する予定である。公表期間は2週間とする。	市ホームページへの掲載によりフォローアップが終了するまで公表する。フォローアップ実施後は1年間の公表を予定。

(6) 評価委員会の審議

時 期	平成24年11月
実施主体	市街地整備課（都市再生整備計画事業主管課）
設置・ 運用方法	学識経験のある有識者等からなる「まちづくり交付金評価委員会」を構成する。まちづくりの観点から、まちづくり交付金に限定し事後評価を行うよう要綱で運用する。

(7) その他の機会における有識者からの意見聴取の予定

聴取方法	<p>ア■ 「効果発現要因の整理」「今後のまちづくり方策の作成」「まちづくり交付金評価委員会の審議」のいずれかにおいて有識者が参画し、意見を聴取する。</p> <p>イ□ ア以外のその他の機会において、有識者から適宜意見を聴取する (実施時期・方法：)</p> <p>ウ□ 有識者からの意見聴取は実施しない</p>
------	--

(8) 事後評価に必要な経費に関わる予算措置の状況

①予算処置 の状況	<p>ア□ 費用は発生しない</p> <p>イ■ 費用は発生するが、予算措置を講じている</p> <p>ウ□ 費用は発生するが、予算措置は講じていない</p> <p>エ□ その他 ()</p>
--------------	---

都道府県名	栃木県
市町村名	宇都宮市
地区名	宇都宮大学東南部地区
計画期間	平成20年度～平成24年度
作成者	部署 都市整備部 東部区画整理事業課
	役職 主任・技師
	氏名 今井伸彦・柿沼直登
連絡先	TEL 028-632-2645
	FAX 028-632-5421
	E-mail u1215@city.utsunomiya.tochigi.jp